

令和5年度（後志圏域）広域相談支援体制整備事業活動報告

1. 事業目的

障がいのある人が希望する地域で安心して生活できるよう、障がい保健福祉圏域（以下「圏域」という。）に相談支援に関する地域づくりコーディネーターを配置し、地域の相談支援体制等の構築や施設入所者等の地域生活への適切な移行に向けた地域づくりに関する助言・調整等の広域的支援を行う。

2. 基本方針

- ① 地域の相談支援体制等の構築に向けた支援は、当事者本位の視点に立ち、公的制度以外の取組を含め、地域の様々な資源を有効活用した生活全般にわたる支援が可能となるよう、協議会を中心とした相談支援体制づくりを目指す。
- ② 施設入所者等の地域生活移行について、地域の協議会や関係機関等と連携を図り、緊急対応が可能な体制の構築等、地域で安心して暮らせる体制づくりを支援する。
- ③ 地域の相談支援体制等の構築と施設入所者等の地域生活への移行は、密接に関連した業務であり、その助言・調整等の支援については、一体的かつ効果的なものとして進める。
- ④ 特定の立場に偏らず、公平性・中立性を確保する。

3. 業務内容（地域づくりコーディネーターは、北海道障がい者条例に基づく支援員です。）

① 市町村への支援

- ※ 地域の協議会等、地域のネットワーク構築に向けた助言・調整
 - ※ 基幹相談支援センターと連携して実施。
- ※ 対応困難事例に係る助言
 - ・ 基幹相談支援センター設置済みの市町村に対しては、行わない。
- ※ 専門的支援システム（権利擁護、就労支援等）の立ち上げ等の支援
 - ・ 基幹相談支援センター設置済みの市町村に対しては、行わない。
- ※ 市町村相談支援体制の評価（北海道自立支援協議会と協働）
- ※ 地域の社会資源の点検、開発に関する支援
- ※ 発達障害者支援センター等の関係機関と連携しながら行う、市町村子ども発達支援センターの活動に対する支援や連絡調整、情報提供及び研修など市町村の子どもの発達支援のサポート
- ※ 地域生活移行のための市町村の体制づくりへの支援
 - ・ 基幹相談支援センター設置済みの市町村に対しては、行わない。
- ※ 基幹相談支援センターの設置・運営等への支援
- ※ 地域生活支援拠点等の整備及び整備後の支援

② 圏域内の相談支援体制の充実等

- ※ 条例に基づく障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会の事務局への参画
- ※ 圏域内における相談支援従事者等のスキルアップのために必要な地域研修の実施
- ※ 道の研修（相談支援従事者研修関連）実施協力
- ※ 地域生活移行促進のための圏域間調整等の実施

③ 北海道の障がい者福祉に関するシステムづくり

北海道自立支援協議会と連携し、全道的な障がい福祉に関するシステムづくりに関する主導的な役割を担う。

4. 令和5年度活動状況報告

① 市町村訪問（事業説明、重点方針、地域状況・課題等のヒアリング）

【対象地域】20市町村

小樽市、北後志5町村、岩宇4町村、羊蹄山ろく7町村、南後志3町村

② 各地域自立支援協議会及び部会への参加

- ※ 小樽市協議会
- ※ 北後志地域自立支援協議会
- ※ 南後志地域自立支援協議会
- ※ 岩宇地区自立支援協議会
- ※ 羊蹄山ろく地域自立支援協議会

③ 後志圏域地域生活移行支援協議会（精神障がい者地域生活支援事業）への参加

- ※ Y（やる気の）A（ある）S（しごと）P（プロジェクト）会議
- ※ 地域移行研修会

④ 後志圏域相談支援連絡協議会の開催

【開催目的】

月例開催により、地域課題の共有や課題解決へのプロセスなどについて議論の積み重ねを行い、各地域の実践へ反映を図るなど、後志管内全体の相談支援力の向上を図る。

【開催内容】

- ※ 自立支援協議会等の活動に関して（活動状況の共有など）
 - ※ 地域等における課題について（地域課題から各地域の取組、助言等による検討）
 - ※ その他
- ⑤ 後志圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会への参加
- ※ 地域相談員研修
 - ※ 差別解消法協議会
- ⑥ 道央3圏域（石狩、空知、後志）によるブロック会議への参加
- ※ 地域研修（初任者研修、フォローアップ研修）の企画・運営
- ⑦ 北海道ケアマネジメントネットワーク主催 相談支援従事者研修（FT）
- ⑧ 北海道地域生活支援推進会議（地域生活定着促進事業）

【 目的 】

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした人等に対し、各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することで、社会復帰及び地域生活への定着を支援していく

- ※ 専門委員会への参加

【参考、後志圏域の状況】

	自立支援協議会 (1)	地域生活支援拠点 (2)	基幹相談支援 センター(3)	市町村子ども発達 支援センター(4)
小樽市	○	○	○	○
南後志地区 (島牧村、寿都 町、黒松内町)	○			○
羊蹄山ろく地区 (蘭越町、ニセ コ町、真狩村、 留寿都町、喜茂 別町、京極町、 倶知安町)	○		○	○
岩宇地区 (共和町、岩内 町、泊村、神恵 内村)	○		○	
北後志地区 (積丹町、古平 町、仁木町、余 市町、赤井川村)	○	○	○	○

(1)自立支援協議会（関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がいのある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。障がい保健福祉関係団体並びに障がいのある人等及びその家族、並びに障がいのある人等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する人などにより構成されます。）は、5つの地区で設置している。

(2)地域生活支援拠点（障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援を推進する観点から、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、複数の事業所や機関により構築された、相談、体験の機会、緊急時の対応などの様々な支援を切れ目なく提供していく地域の体制です。）は、小樽市と北後志地区で設置している。

(3)基幹相談支援センター（地域の中核的な機関として、総合的・専門的な相談支援を行うと共に、地域の相談支援体制強化の取組等を行う。）は、南後志地区を除き、設置している。

(4)市町村子ども発達支援センター（北海道独自事業、発達の遅れに気づいた段階から、主に、児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービスの利用に繋がるまでの支援を行うほか、地域の連携体制の構築や人材育成等を推進する機関。）は岩宇地区を除き、設置している。